

辞令交付式及び佐賀市政治倫理審査会

令和4年2月16日（水）14：00

佐賀市役所 南棟2階 庁議室

○ 辞令交付式

1 辞令交付

2 市長挨拶

○ 佐賀市政治倫理審査会

3 開会

4 委員自己紹介

5 事務局紹介

6 会長及び副会長の互選

7 会長及び副会長挨拶

8 事務局説明

9 閉会

佐賀市政治倫理審査会

日 時 令和4年2月16日（水）14：00から

場 所 佐賀市役所 南棟2階 庁議室

佐賀市政治倫理審査会委員一覧

(令和4年2月16日から令和6年2月15日までの2年間)

委員氏名	所属等
えだよし まきこ 枝吉 眞喜子	佐賀商工会議所 女性会 会長
おぎはら すなお 小城原 直	佐賀市自治会協議会 会長
かきはら たけと 柿原 剛人	柿原公認会計士事務所
こやなぎ ひとみ 小柳 仁美	
しまうち ようすけ 島内 陽輔	社団法人 佐賀青年会議所 理事長
はやかわ あづこ 早川 智津子	佐賀大学 経済学部 教授
ましま やすこ 真島 康子	
まわたり としあき 馬渡 敏明	連合佐賀 東部地域協議会 事務局次長
むた きよたか 牟田 清敬	牟田法律事務所

(50音順)

佐賀市政治倫理条例について

佐賀市政治倫理条例は、市議会議員及び市長の守るべきモラルがうたわれ、市議会議員及び市長が自らの資産や所得等の状況を市民に公開することなどにより、政治的に高潔であるかどうかということ、市民が判断できるよう規定されている。

1 政治倫理審査会の職務について

- (1) 市議会議員及び市長から提出された資産等の報告書に、有権者が疑義を抱いて審査を求めたとき、これらの報告書を審査するもの
- (2) 有権者又は市議会議員が、本条例に定める政治倫理基準に市議会議員又は市長が違反する疑いを抱き、疑いのある本人が釈明を行う説明会を開催することを求めたとき、その説明会の開催が妥当かを審査するもの

2 資産等報告書等の提出について

市議会議員及び市長は、次の報告書を議員は議長に、市長は市長に提出しなければならない。

(1) 資産等報告書（条例第3条第1項）

- ① 提出対象者
全ての議員及び市長
- ② 報告の内容
任期開始の日において有する資産等
- ③ 提出時期
任期開始の日から起算して100日を経過する日まで

(2) 資産等変更報告書（条例第3条第2項）

- ① 提出対象者
全ての議員及び市長
- ② 報告の内容
任期開始の日後毎年12月31日における資産等報告書からの変更内容
- ③ 提出時期
4月1日から4月30日までの間

(3) 所得等報告書（条例第4条）

- ① 提出対象者
前年1年間を通じて議員又は市長であった者
- ② 報告の内容

前年分の総所得金額等

③ 提出時期

4月1日から4月30日までの間

(4) 関連会社等報告書（条例第5条）

① 提出対象者

全ての議員及び市長

② 報告の内容

毎年4月1日において報酬を得て就任している会社等の役員、顧問等の内容

③ 提出時期

4月2日から4月30日までの間

3 審査会の組織等について

(1) 委員の資格（条例第7条第2項）

選挙権を有する市民で、社会的信望があり、地方行政に関し識見の高いもの

(2) 委員の定数（条例第7条第2項）

9人

(3) 委員の任期（条例第7条第3項）

2年（補欠の委員の任期は、前任者の残任期間）

(4) 委員の義務（条例第7条第6項から第8項まで）

- ・ 職務上知り得た秘密を在任中に限らず退任後も漏らしてはならない。
- ・ その職務を政治的目的のために利用してはならない。
- ・ 公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(5) 会長及び副会長（規則第14条）

- ・ 審査会には委員の互選により会長及び副会長を置く。
- ・ 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- ・ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(6) 審査会の会議（規則第15条、条例第7条第5項）

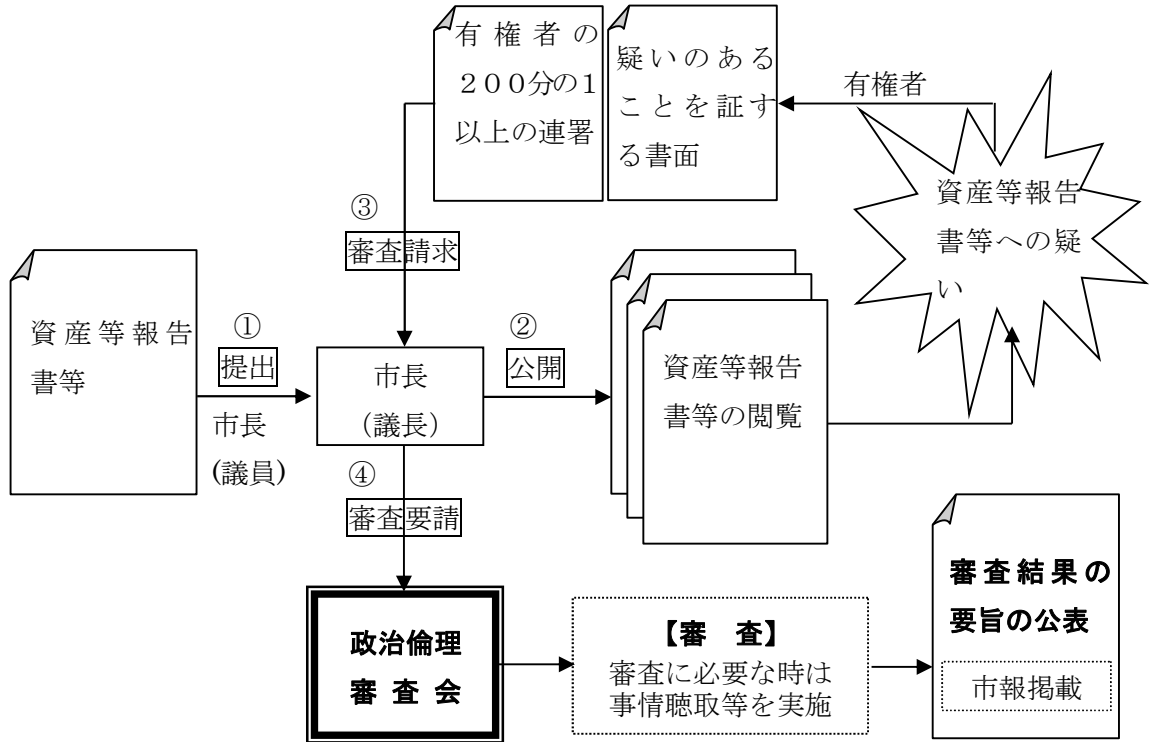
- ・ 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- ・ 審議会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。

い。

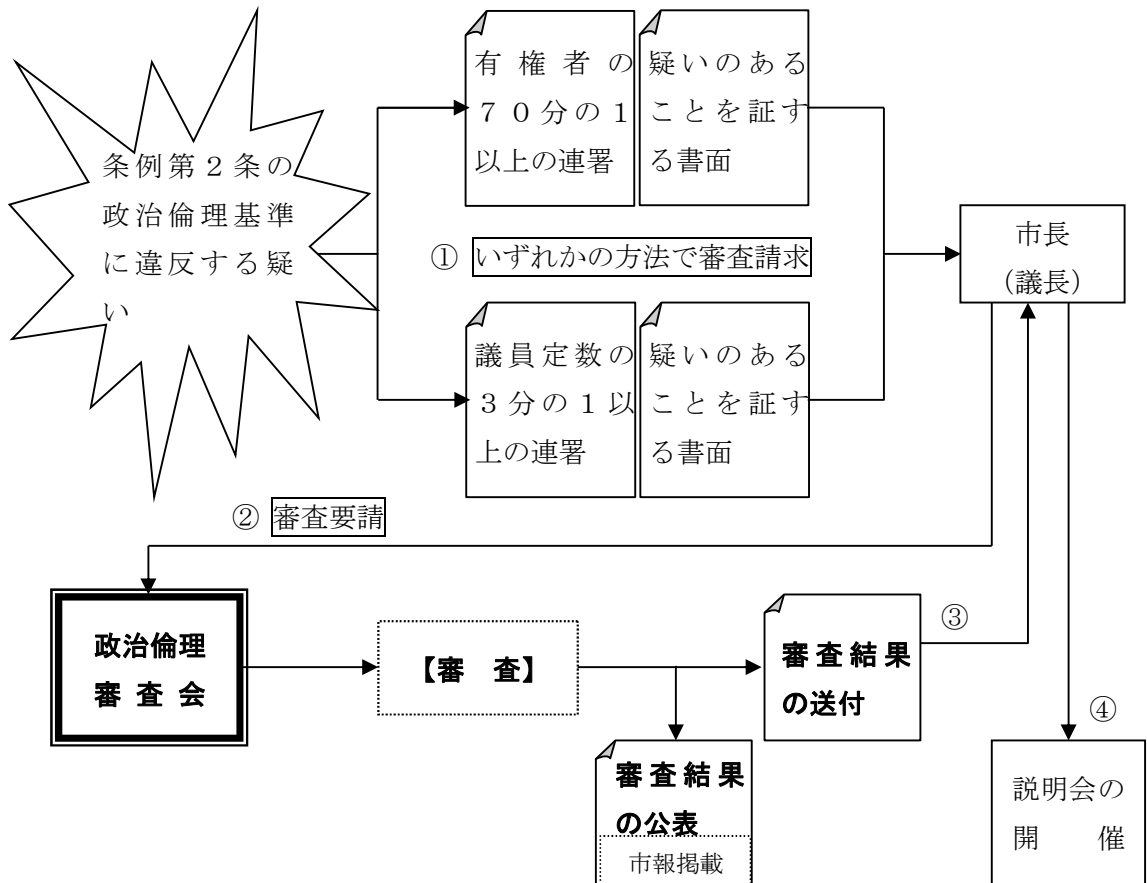
- 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 審査会は、調査審議を適正かつ迅速に行い、又は会議の秩序を維持するために、必要な措置をとることができる。
- 審査会の会議は、原則として公開とする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席した委員の3分の2以上の者の同意を必要とする。

4 審査のフローチャート

(1) 資産等報告書等への疑いに対する審査 (条例第8条)



(2) 政治倫理基準違反の疑いによる説明会開催請求の審査 (条例第9条)



5 参考事項

(1) 有権者数及び議員定数

(令和3年12月1日現在)

	総数又は定数	資産報告書等の審査	説明会開催請求の審査
有権者	191,674人	$1/200 = 958.3$ 人	$1/70 = 2,738.2$ 人
議員	36人		$1/3 = 12.0$ 人

(2) 政治倫理基準（条例第2条）

- ・ 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
- ・ 政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないものとし、その後援団体についても同様に措置すること。
- ・ 常に市民全体の利益のみを指針として行動するものとし、その地位を利用しいかなる金品も授受しないこと。
- ・ 市民全体の代表者としてその名誉及び品位を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

佐賀市政治倫理条例

平成17年10月1日

条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、市議会議員（以下「議員」という。）及び市長の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定め、また市民が議員及び市長の高潔性について判断できるよう、その資産等を公開する措置を講ずることにより、政治倫理の確立及び向上に努め、もって清浄で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(政治倫理基準)

第2条 議員及び市長は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
- (2) 政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないものとし、その後援団体についても同様に措置すること。
- (3) 常に市民全体の利益のみを指針として行動するものとし、その地位を利用しいかなる金品も授受しないこと。
- (4) 市民全体の代表者としてその名誉及び品位を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

2 議員及び市長は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合は、自ら誠実な態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

(資産等報告書等の提出)

第3条 議員又は市長は、その任期開始の日（再選挙若しくは補欠選挙により議員となった者又は再選挙により市長となった者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた議員又は市長にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、議員にあつては市議会議長（以下「議長」という。）に、市長にあつては市長に提出しなければならない。

- (1) 土地（信託している土地（自己が帰属権利者であるものに限る。）を含む。） 所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続（被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。）により取得した場合は、その旨

- (2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨
 - (3) 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨
 - (4) 預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。） 預金及び貯金の額
 - (5) 有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。） 種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券（株券が発行されていない場合にあつては、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。）にあつては、株式の銘柄及び株数）
 - (6) 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。） 種類及び数量
 - (7) ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。） ゴルフ場の名称
 - (8) 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。） 貸付金の額
 - (9) 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。） 借入金の額
- 2 議員又は市長は、その任期開始の日後毎年12月31日において、前項の規定により提出した資産等報告書又はこの項の規定により提出した資産等変更報告書の内容に変更がある場合は、当該変更する内容について、前項各号に掲げる資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等変更報告書を、その翌年の4月1日から同月30日までの間に、議員にあつては議長に、市長にあつては市長に提出しなければならない。

（所得等報告書の提出）

第4条 議員又は市長（前年1年間を通じて議員又は市長であった者（任期満了若しくは市議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者又は任期満了若しくは公職選挙法（昭和25年法律第100号）第259条の2に規定する退職（以下「退職」という。）により市長でない期間がある者で、当該任期満了、市議会の解散又は退職による選挙により再び議員又は市長となったものにあつては、当該議員又は市長でない期間を除き前年1年間を通じて議員又は市長であった者）に限る。）は、次の各号に掲げる金額、課税価格及び税額を記載した所得等報告書を、毎年、4月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了若しくは市議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者又は任期満了若しくは退職により市長でない期間がある者で、当該任期満了、市議会の解散又は退職による選挙により再び議員又は市長となったものにあつては、同月1日から再び議員又は市長となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、議員にあつては議長に、市長に

あつては市長に提出しなければならない。

(1) 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が100万円を超える場合にあっては、当該金額及びその基因となった事実）

ア 総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第2項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第3項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。）

イ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて規則で定めるもの

(2) 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。）

(3) 前年中における市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。）の納付額及び未納額

（関連会社等報告書の提出）

第5条 議員又は市長は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。）の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月2日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了若しくは市議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者又は任期満了若しくは退職により市長でない期間がある者で、当該任期満了、市議会の解散又は退職による選挙により再び議員又は市長となったものにあつては、同月2日から再び議員又は市長となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、議員にあつては議長に、市長にあつては市長に、提出しなければならない。

（資産等報告書等の保存及び閲覧）

第6条 前3条の規定により提出された資産等報告書及び資産等変更報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書（以下「資産等報告書等」という。）は、これらを受理した議長又は市長において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長又は市長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書等の閲覧を請求することができる。

(政治倫理審査会の設置等)

第7条 政治倫理に関する重要な事項を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、佐賀市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会の委員は、9人とし、地方自治法第18条に定める選挙権を有する市民（以下「有権者」という。）で、社会的信望があり、地方行政に関し識見の高いものの中から、市長が委嘱する。
- 3 審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審査会の委員は、再任されることができる。
- 5 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席した委員の3分の2以上の者の同意を必要とする。
- 6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 審査会の委員は、その職務を政治的目的のために利用してはならない。
- 8 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(審査請求権)

第8条 有権者は、資産等報告書等について疑義があるときは、規則で定めるところにより、その総数の200分の1以上の者の連署をもってその代表者から、当該疑義があることを証する書面を添えて、議員に係るものについては議長に、市長に係るものについては市長に、当該資産等報告書等の審査を請求することができる。

- 2 議長又は市長は、前項の規定による審査の請求を受けたときは、直ちに審査会に当該資産等報告書等の審査を求めなければならない。
- 3 審査会は、前項の審査を行うため必要と認めたときは、議員若しくは市長又は必要な範囲で第三者に対し、事情聴取等必要な調査を行うことができる。
- 4 審査会は、第2項の審査を終えたときは、規則で定めるところにより、審査結果の要旨を公表しなければならない。

(説明会開催請求権)

第9条 議員又は市長が第2条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、有権者は規則で定めるところによりその総数の70分の1以上の者の連署をもってその代表者から、議員は定数の3分の1以上の者の連署をもってその代表者から、当該政治倫理基準に違反する疑いのあることを証する書面を添えて、議員に係るものについては議長に、市長に係るものについては市長に、説明会の開

催を請求することができる。

- 2 議長又は市長は、前項の規定による請求を受けたときは、直ちに審査会に当該請求の適否の審査を求めなければならない。
- 3 審査会は、前項の審査を終えたときは、規則で定めるところにより、審査結果を公表し、かつ、議長又は市長に送付するものとする。
- 4 議長又は市長は、前項の審査結果において、第1項の規定による請求が適当であると認められたときは、市民に対する説明会を開催しなければならない。この場合において、当該政治倫理基準に違反する疑いのある議員又は市長は、説明会に出席し、釈明しなければならない。
- 5 何人も、前項の説明会において、当該議員又は市長に質問することができる。

(贈収賄罪宣告後の釈明)

- 第10条 議員又は市長が、刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4まで及び第198条に定める罪により有罪判決の宣告を受け、なおその職にとどまろうとするときは、議員については議長が、市長については市長が、市民に対する説明会を開催しなければならない。この場合において、当該議員又は市長は、説明会に出席し釈明しなければならない。
- 2 何人も、前項の説明会において、当該議員又は市長に質問することができる。

(委任)

- 第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年1月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「合併前の期間」という。）を通じて合併前の佐賀市、諸富町、大和町、富士町又は三瀬村の議員又は長であった者が、施行日以後最初の選挙で議員又は市長になったときの第4条の規定の適用に当たっては、合併前の期間を同条の議員又は市長であった期間とみなす。

(川副町、東与賀町及び久保田町の編入に伴う経過措置)

- 3 平成19年1月1日から川副町、東与賀町及び久保田町の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までの間（以下「編入前の期間」という。）を通じて編入前の川副町、東与賀町又は久保田町の議員又は長であった者が、編入日以後最初の選挙で議員になったときの第4条の規定の適用に当たっては、編入前の期間を同条の議

員であった期間とみなす。

附 則（平成 19 年 9 月 25 日条例第 39 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項第 4 号の改正規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 3 条第 1 項第 4 号の規定の適用については、平成 19 年 10 月 1 日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号）附則第 3 条第 10 号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

附 則（平成 19 年 9 月 25 日条例第 99 号）

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

佐賀市政治倫理条例施行規則

平成17年10月1日

規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀市政治倫理条例（平成17年佐賀市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(資産等報告書等)

第2条 条例第3条第1項各号に掲げる資産等には、外国にある資産等を含むものとする。

2 条例第3条第1項第5号の株券は、資本の額が1億円以上の株式会社の株券、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券に限るものとする。

第3条 条例第3条第1項第5号の有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債証券、株券及びその他とする。

2 条例第3条第1項第6号の自動車の種類は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他とする。

3 条例第3条第1項第6号の船舶の種類は、汽船、帆船及びその他とする。

4 条例第3条第1項第6号の航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他とする。

5 条例第3条第1項第6号の美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他とする。

第4条 条例第3条第1項の資産等報告書は、様式第1号によるものとする。

2 条例第3条第2項の資産等変更報告書は、様式第2号によるものとする。

(所得等報告書)

第5条 条例第4条第1号イの規則で定める所得の金額は、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。）のうち、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額とする。

第6条 条例第4条の所得等報告書は、様式第3号によるものとする。

- 2 条例第4条の所得等報告書（同条第3号に規定する部分を除く。）の提出は、納税申告書の写しを提出することにより行うことができる。この場合において、同条第1号ア又はイに掲げる金額が100万円を超えるときは、その基因となった事実を付記しなければならない。
- 3 条例第4条第3号の前年中における市税は、前年中に賦課された市税とし、同号の未納額は、納期限が到来していない税額に係る部分を除くものとする。

（関連会社等報告書）

第7条 条例第5条の報酬とは、金銭による給付をいう。

第8条 条例第5条の関連会社等報告書は、様式第4号によるものとする。

（期限の特例）

第9条 条例第3条第1項の資産等報告書、同条第2項の資産等変更報告書、条例第4条の所得等報告書及び条例第5条の関連会社等報告書（以下「報告書」という。）の提出の期限が、佐賀市の休日に関する条例（平成17年佐賀市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

（報告書の訂正）

第10条 市議会議員（以下「議員」という。）又は市長は、報告書を訂正しようとするときは、訂正届を作成し、訂正の箇所に認印をするとともに、その氏名及び訂正年月日を記載して、議員にあっては市議会議長（第15条を除き、以下「議長」という。）に、市長にあっては市長に提出しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

（報告書の閲覧）

第11条 条例第6条第2項の規定による報告書の閲覧（次条の写しの交付を含む。以下同じ。）は、当該報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から行うことができる。

- 2 条例第6条第2項の規定による報告書の閲覧は、議員に係るものについては議長が、市長に係るものについては市長が指定する場所で、執務時間中に行わなければならない。
- 3 報告書は、前項の場所以外に持ち出すことができない。
- 4 報告書は、丁重に取り扱うものとし、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

- 5 前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告書の写しの交付)

第12条 報告書の写しの交付（以下「写しの交付」という。）を受けようとする者は、資産等報告書等写し交付申請書（様式第5号）を、議員に係るものについては議長に、市長に係るものについては市長に提出しなければならない。

- 2 写しの交付は、報告書ごとに議員又は市長1人につき1年分を1単位として行い、その部数は、1単位につき1部とする。
- 3 写しの交付に要する費用は、当該写しの交付を受ける者の負担とし、その負担額は、市長が別に定める。

(利用者の責務)

第13条 前2条の規定により報告書の閲覧を行った者は、それによって得た情報を適正に使用するとともに、その情報を濫用することのないよう努めなければならない。

(審査会の会長等)

第14条 条例第7条に規定する佐賀市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第15条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査会は、調査審議を適正かつ迅速に行い、又は会議の秩序を維持するために、必要な措置をとることができる。

(庶務)

第16条 審査会の庶務は、総務部総務法制課において処理する。

(審査請求書等)

第17条 条例第8条第1項の審査の請求及び条例第9条第1項の説明会の開催の請求の手續等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求の例による。

(審査請求の補正等)

第18条 審査会は、条例第8条第2項又は第9条第2項の規定による審査の付託を受けた場合は、当該請求書の記載事項及び添付書類の内容について審査し、不備があるときは、相当の期間を定めて、その補正を命ずることができる。

2 審査会は、条例第8条第1項の規定による審査請求又は条例第9条第1項の規定による説明会開催請求を行った者が、前項の規定による補正命令に従わないときは、当該請求を却下する。

(意見の陳述)

第19条 審査会は、条例第8条第3項の調査又は条例第9条第3項の審査を行うに際しては、当該議員又は市長に意見を述べる機会を与えなければならない。

(審査結果の公表)

第20条 条例第8条第4項又は第9条第3項の規定による公表は、審査結果の要旨又は審査結果を佐賀市報に掲載することにより行うものとする。

(説明会)

第21条 市長は、条例第9条第4項又は第10条の規定により説明会を開催するときは、その日時、場所その他必要な事項を定め、開催日の7日前までに告示しなければならない。

2 議員又は市長は、やむを得ない理由により前項の説明会に出席することができない場合は、その前日までに、議員にあっては議長に、市長にあっては市長に、弁明書を提出するものとする。

3 前項の弁明書が提出されたときは、その旨を告示するものとする。

(補則)

第22条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、議長又は市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年9月27日規則第41号）
この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第6号）
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月1日規則第53号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第30号）
この規則は、平成29年5月2日から施行する。

市議会議員及び市長の資産公開一覧表

○令和2年12月31日現在報告分:資産等報告書

○議員 (35人)

(単位:千円、㎡)

氏名	会派 (含準会派)	土地		建物		預貯金 総額	有価証券(株 券を除く。)	貸付金	合計	借入金
		面積	課税 標準額	面積	課税 標準額					
川原田裕明	自民政新会	181	1,153	171	11,102	2,000	0	0	14,255	18,000
嘉村 弘和	自民さが	180	696	110	641	500	0	0	1,837	1,500
中村 宏志	公明党	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御厨 洋行	市政未来	0	0	0	0	0	0	0	0	2,080
西岡 真一	自民さが	269	351	128	2,199	0	0	0	2,550	6,735
富永 明美	社会市民クラブ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米 勝也	ネットワーク佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山下 伸二	ネットワーク佐賀	41	293	111	7,266	0	0	0	7,559	17,310
野中 康弘	社会市民クラブ	251	1,407	61	3,242	15,005	0	0	19,654	0
永淵 史孝	自民政新会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎 健	自民さが	77	572	87	383	0	0	0	955	20,000
松永 幹哉	自民さが	3,184	274	0	0	700	0	0	974	1,700
村岡 卓	公明党	365	2,104	148	1,944	0	0	0	4,048	9,244
野中 宣明	公明党	0	0	0	0	0	0	0	0	3,568
白倉 和子	さが未来	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川副龍之介	自民さが	4,370	743	0	0	751	0	0	1,494	423
久米 勝博	自民市政会	33,416	30,586	1,386	44,631	0	0	0	75,217	43,428
重松 徹	自民市政会	15,753	18,631	182	2,676	7,863	0	2,000	31,170	11,366
山口 弘展	自民市政会	0	0	0	0	1,500	0	0	1,500	0
堤 正之	自民政新会	392	1,204	137	5,534	0	0	0	6,738	11,630
松永 憲明	社会市民クラブ	42,927	2,186	214	780	0	0	0	2,966	0
山田誠一郎	ネットワーク佐賀	5,058	2,140	207	7,375	0	0	0	9,515	1,690
中山 重俊	日本共産党	258	1,113	81	953	0	0	0	2,066	0
武藤 恭博	自民政新会	13,865	10,828	713	7,295	0	0	0	18,123	0
福井 章司	自民政新会	392	1,111	192	2,529	2,500	0	0	6,140	0
千綿 正明	政研会	8,961	2,722	312	1,952	0	0	0	4,674	7,435
重田 音彦	自民市政会	9,213	3,684	320	2,248	0	0	0	5,932	0
中野 茂康	自民市政会	35,524	6,065	474	7,905	1,032	0	0	15,002	0
平原 嘉徳	自民市政会	1,047	2,201	314	7,972	0	0	0	10,173	0
江頭 弘美	自民さが	3,192	15,249	462	5,442	380	0	0	21,071	21,490
川崎 直幸	光明市政	0	0	0	0	0	0	0	0	0
池田 正弘	公明党	0	0	0	0	1,000	0	0	1,000	1,200
山下 明子	市民共同	63	439	107	7,109	810	0	0	8,358	910
黒田 利人	自民市政会	0	0	0	0	0	0	0	0	2,500
西岡 義広	政研会	342	956	48	357	0	0	0	1,313	0
(1人平均)		5,123	3,049	170	3,758	973	0	57	7,837	5,206

○市長

秀島 敏行	243	1,648	110	1,744	12,596	24,536			40,524	0
-------	-----	-------	-----	-------	--------	--------	--	--	--------	---

○内容現在

令和2年12月31日

○提出期限

令和3年4月30日

○閲覧開始日

令和3年6月30日(水)

会派別(議員) 一人平均資産額	公明党 (4人)	1,262千円	さが未来 (1人)	0千円
	社会市民クラブ (3人)	7,540千円	日本共産党 (1人)	2,066千円
	ネットワーク佐賀 (3人)	5,691千円	市政未来 (1人)	0千円
	自民政新会 (5人)	9,051千円	市民共同 (1人)	8,358千円
	自民市政会 (7人)	19,856千円	政研会 (2人)	2,994千円
	自民さが (6人)	4,814千円	光明市政 (1人)	0千円

市議会議員及び市長の資産公開一覧表

○令和2年12月31日現在報告分:資産等報告書

○議員（35人）

氏名	会派 (含準会派)	自動車 (台)	船舶 (隻)	航空機 (機)	美術工芸品 (個)	ゴルフ会員権 (個所)
川原田裕明	自民政新会	1				1
嘉村 弘和	自民さが					
中村 宏志	公明党					
御厨 洋行	市政未来	1				
西岡 真一	自民さが					
富永 明美	社会市民クラブ	1				
久米 勝也	ネットワーク佐賀					
山下 伸二	ネットワーク佐賀	3				
野中 康弘	社会市民クラブ	1				
永渕 史孝	自民政新会					
宮崎 健	自民さが					
松永 幹哉	自民さが	1				
村岡 卓	公明党					
野中 宣明	公明党	3				
白倉 和子	さが未来					
川副龍之介	自民さが	1				
久米 勝博	自民市政会	3				
重松 徹	自民市政会					
山口 弘展	自民市政会					
堤 正之	自民政新会	2				
松永 憲明	社会市民クラブ	1				
山田誠一郎	ネットワーク佐賀	1				
中山 重俊	日本共産党	1				
武藤 恭博	自民政新会					
福井 章司	自民政新会					
千綿 正明	政研会					
重田 音彦	自民市政会	2				
中野 茂康	自民市政会					
平原 嘉徳	自民市政会					1
江頭 弘美	自民さが	3				
川崎 直幸	光明市政	1				
池田 正弘	公明党					
山下 明子	市民共同	2				
黒田 利人	自民市政会					
西岡 義広	政研会					

○市長

秀島 敏行		2				
-------	--	---	--	--	--	--

市議会議員及び市長の資産公開一覧表

(単位：円)

氏名	会派 (含準会派)	令和2年中の 所得合計	所得の主な内訳	関連会社 (令和3年4月1日現在)
川原田裕明	自民政新会	10,360,869	給与所得、事業所得、雑所得	AIG損害保険株式会社 保険代理店 (店主)
嘉村 弘和	自民さが	7,672,467	給与所得	
中村 宏志	公明党	6,816,432	給与所得	
御厨 洋行	市政未来	6,816,432	給与所得	
西岡 真一	自民さが	6,789,788	給与所得	
富永 明美	社会市民クラブ	7,428,432	給与所得	佐賀市職員労働組合 (特別執行委員)、 自治労佐賀県本部 (特別執行委員)
久米 勝也	ネットワーク佐賀	6,816,432	給与所得	
山下 伸二	ネットワーク佐賀	11,225,397	給与所得	九州電力送配電株式会社 (社員) 九州電力労働組合政治活動委員会 (副会長)
野中 康弘	社会市民クラブ	7,494,592	給与所得	
永渕 史孝	自民政新会	8,466,432	給与所得	株式会社センチュリー企画 (社員)
宮崎 健	自民さが	6,153,359	給与所得、事業所得	ふじま美容室 (代表)
松永 幹哉	自民さが	6,335,461	給与所得、事業所得	日月設計室 (代表)
村岡 卓	公明党	6,789,788	給与所得	
野中 宣明	公明党	6,794,288	給与所得	
白倉 和子	さが未来	6,997,101	給与所得	
川副龍之介	自民さが	7,364,446	給与所得、事業所得	
久米 勝博	自民市政会	7,832,583	給与所得、事業所得、不動産所得	
重松 徹	自民市政会	12,760,345	給与所得、事業所得、不動産所得	有限会社シゲマツ商事 (代表取締役)
山口 弘展	自民市政会	8,472,452	給与所得、事業所得	株式会社九州構造設計 (顧問)
堤 正之	自民政新会	7,207,533	給与所得	一般社団法人こころ (理事)、学校法人江楠学園 (理事)、一般社団法人パルーンフェスタ組織委員会 (理事)
松永 憲明	社会市民クラブ	6,816,432	給与所得、雑所得	
山田誠一郎	ネットワーク佐賀	8,618,953	給与所得、事業所得	センターやまだ (代表者)、 ㈱メルシージャボン (代表取締役)
中山 重俊	日本共産党	7,116,582	給与所得、雑所得	
武藤 恭博	自民政新会	9,251,307	給与所得、事業所得、不動産所得	
福井 章司	自民政新会	7,456,968	給与所得	
千綿 正明	政研会	6,789,788	給与所得	有限会社千綿農産 (代表取締役)、 株式会社グリーンウィンドウ佐賀 (代表取締役)
重田 音彦	自民市政会	5,934,332	給与所得、事業所得	古川ライスセンター (代表)、 一般社団法人スマイルアース (理事長)
中野 茂康	自民市政会	7,091,159	給与所得、雑所得	
平原 嘉徳	自民市政会	6,816,432	給与所得	
江頭 弘美	自民さが	9,602,387	給与所得、事業所得	学校法人諸富学園 (理事長)
川崎 直幸	光明市政	6,816,432	給与所得	
池田 正弘	公明党	6,816,432	給与所得	
山下 明子	市民共同	6,856,959	給与所得、雑所得	
黒田 利人	自民市政会	7,259,856	給与所得、雑所得	株式会社ECO (相談役)
西岡 義広	政研会	8,016,432	給与所得	株式会社高野工業 (顧問)

○市長

秀島 敏行		14,180,592	給与所得	佐賀中部広域連合 (広域連合長) 等12団体
-------	--	------------	------	------------------------

報告議員の平均所得 (R2年中)
7,653 千円

会派別平均

公明党 (4人)	6,804,235 円
社会市民クラブ (3人)	7,246,485 円
ネットワーク佐賀 (3人)	8,886,927 円
自民政新会 (5人)	8,548,622 円
自民市政会 (7人)	8,023,880 円
自民さが (6人)	7,319,651 円
さが未来 (1人)	6,997,101 円
日本共産党 (1人)	7,116,582 円
市政未来 (1人)	6,816,432 円
市民共同 (1人)	6,856,959 円
政研会 (2人)	7,403,110 円
光明市政19 (1人)	6,816,432 円

○内容現在

所得 令和2年中

会社 令和3年4月1日

○提出期限

令和3年4月30日

○閲覧開始日

令和3年6月30日